

## ○立川市学校給食用材料調達事務要綱

平成11年9月1日教育委員会要綱第1号

## 改正

平成23年10月31日教育委員会要綱第15号

平成25年4月1日教育委員会要綱第15号

平成27年12月25日教育委員会要綱第55号

平成29年4月1日教育委員会要綱第20号

令和5年2月1日教育委員会要綱第2号

## 立川市学校給食用材料調達事務要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、安全で衛生的かつ良質な学校給食用材料（以下「食材料」という。）を円滑に調達するために必要な事項を定めることを目的とする。

(調達)

**第2条** 食材料の調達は、別に定める食材料の規格に基づき、見積合せにより決定するものとする。

(指定の申請)

**第3条** 見積合せへの参加を希望する者は、別に定める方法により食材料を納入する業者（以下「食材料納入業者」という。）の指定の申請をするものとする。

2 前項に規定する指定の申請を受けたときは、速やかに可否を決定し、学校給食用食材料納入業者指定通知書（第1号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(見積合せ)

**第4条** 見積合せは、立川市学校給食用材料調達事務要綱に係る事務取扱要領（平成27年12月25日教育部長決定。以下「取扱要領」という。）に基づき、前条第2項の規定により指定を受けた者（以下「登録業者」という。）が食材料の見積書を提出することにより行うものとする。この場合において、教育委員会事務局教育部学校給食課長（以下「学校給食課長」という。）が見積合せの都度指定した食材料については、見本及び取扱要領に定める書類の提出を求めるものとし、見本の提出による食材料の購入決定に当たっては、取扱要領に定める事項を考慮できるものとする。

2 学校給食課長は、見積合せの結果を購入することと決定した登録業者（以下「購入決定業者」という。）に対して連絡するものとする。

3 学校給食課長は、食材料の購入に当たっては、市内及び姉妹都市の生産物を優先することがで

きるものとする。

(契約)

**第5条** 購入決定業者は、市長と契約を締結するものとする。

(注文及び納入)

**第6条** 前条の規定により契約を締結した購入決定業者（以下「契約業者」という。）は、食材料の納入に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 教育委員会事務局教育部学校給食課（以下「学校給食課」という。）が発注する食材料については、注文書又は発注書（以下「注文書等」という。）を契約日以後に受領すること。
- (2) 注文書等を受領した後に数量に変更が生じた場合は、可能な範囲で対応すること。
- (3) 注文した食材料は、指定した日時及び場所に必ず納入すること。ただし、何らかの事情により指定した日時及び場所に納入ができない場合は、直ちに連絡し、学校給食課の担当者の指示に従うこと。
- (4) 納入する食材料は、別に定める食材料の規格に適合したものであって、見積合せの時に見本を提出したものについては、同品質なものであること。
- (5) 納品書には、品名、生産地、数量、金額、加工日、加工時間等必要事項を必ず記入すること。

(請求)

**第7条** 契約業者は、学校給食用食材料請求書（第2号様式）により、1月分の食材料費をまとめて請求するものとする。

(安全衛生管理)

**第8条** 学校給食課長は、登録業者に対し、学校給食の目的、意義等の周知を図るとともに、次の各号に掲げる事項の遵守を求めることにより、安全衛生管理を徹底するものとする。

- (1) 学校給食課長は、必要に応じ、成分表等及び安全を確認できる証明書の提出を求めるものとする。この場合において、学校給食課長は、肉類、魚介類、野菜類等については年2回の細菌検査を実施し、全ての食材料については必要に応じて年1回程度の残留農薬等食品分析検査を実施するものとする。
- (2) 精肉、鮮魚、パン、豆腐、チルド食品等の生鮮食品を取扱う者は、毎月1回以上従業員の細菌検査を実施し、その結果の写しを提出するものとする。
- (3) 登録業者は、食材料の製造工程、保管等の記録を保管しておくものとする。
- (4) 登録業者は、食材料の納入に至るまでの間は、清潔な服装に心がけ、かつ、容器等につい

ても清潔なものを使用するものとする。

(5) 登録業者は、次に定めるところにより空容器等を回収するものとする。

ア 魚及び肉の納入に使用した容器 即日

イ ア以外の容器及び空き瓶 速やかに

(登録の取消等)

**第9条** 登録業者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができるものとする。

(1) 故意又は重大な過失により、安全で衛生的かつ良質な食材料の円滑な調達に支障が生じたとき。

(2) 登録業者が製造した食材料が原因で食中毒若しくはこれと同様の事故を発生させたとき又は登録業者が納入した食材料（以下「納入食材料」という。）が原因で食中毒若しくはこれと同様の事故を市内の学校給食で発生させたとき。

(3) 次項各号のいずれかに登録期間中3回以上該当したとき。

2 登録業者が次の各号のいずれかに該当したときは、6か月を限度に見積合せへの参加停止又は契約品目の納入停止を行うことができるものとする。

(1) 安全で衛生的かつ良質な食材料の円滑な調達に支障が生じたとき。

(2) 他の自治体における学校給食の食材料納入業者の登録の取消しを受けた場合において、当該取消事由が食材料納入業者としてふさわしくないと認められたとき。

(3) 他の自治体における学校給食で、納入食材料が原因で食中毒又はこれと同様の事故を発生させたとき。

(4) 登録業者としてふさわしくない行為を行ったとき。

3 登録業者が次の各号のいずれかに該当したときは、取扱要領に定めるところにより、見積り合せにおける食材料の評価につき、3か月を限度に減点処置を行うことができる。

(1) 市が注文した食材料を同月中に6回以上納入できなかったとき。

(2) 納入食材料につき、市が行う食材料納入時の検査（以下「納入時検査」という。）において同月中に3回以上不合格となったとき。

(3) 納入食材料につき、納入時検査に合格した後に隠れた欠陥が判明したことが同月中に3回以上あったとき。

4 前3項の規定により登録を取り消し、見積り合せへの参加若しくは契約品目の納入を停止し、又は見積り合せにおける食材料の評価につき減点処置を行うときは、学校給食用食材料納入業者の

取消等通知書（第3号様式）により、登録業者に通知するものとする。

- 5 前項の規定により登録の取消しを受けた者は、次期の見積合せに係る登録業者の指定の申請をすることができない。

（委任）

**第10条** この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会事務局教育部長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

**附 則**（平成14年9月1日）

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

**附 則**（平成16年4月1日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年11月1日）

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

**附 則**（平成23年10月31日教育委員会要綱第15号）

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

**附 則**（平成25年4月1日教育委員会要綱第15号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年12月25日教育委員会要綱第55号）

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。

**附 則**（平成29年4月1日教育委員会要綱第20号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年2月1日教育委員会要綱第2号）

- 1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後に提供する学校給食に係る食材料を調達したものについて適用し、同日前に調達したものについては、なお従前の例による。
  - (1) 立川市立第九小学校、立川市立第十小学校、立川市立西砂小学校、立川市立南砂小学校、立川市立幸小学校、立川市立松中小学校、立川市立大山小学校、立川市立柏小学校、立川市立上砂川小学校、立川市立新生小学校及び立川市立若葉台小学校 令和5年4月1日
  - (2) 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める前号に掲げる小学校以

外の小学校及び中学校 令和5年8月1日